	/ P	> 121	75	4	第				号					
	令和	年	月	日 届出	送付第	令和	年	月	号	目				長印
	宮崎県児	見湯郡	新富町長	長殿	書類調益	 万	籍記載	記載調		調査票	冥 附	票	住民票	通 知
7	() =		夫	に	な	る	人			妻	に	な	る	人
(1)	(よ み か 氏	た) 名	氏 名					氏 年						
	生 年 月	日			年	月		日				年	月	日
	住	所												
(2)	(住民登録を	して)	世帯主 の氏名						世帯三の氏名					
	本	籍												
(3)	 外国人のと 国籍だけを てください	書いし	番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番						番地 番	1				
	父母及び養	:父母	の氏名				続き		の氏名	<u> </u>				続き柄
	の 氏 父母との続	名	母				//yL C	;;; }-	母					女
	右記の養父母以 養父母がいる場 その他の欄に書いて	合には	養父 養母				続き 養		養母					続き柄 養 女
(4)	婚姻後の夫	:婦の	□夫の氏 新本籍 (左の回の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでく								ください)			
(4)	氏・新しい	本籍	□妻の₽	E									番地番	1
(5)	同居を始とき	めた		年	л (į	告婚式をあ きのうち	がたとき 5早いほう	き、また うを書い	は、同 てくだ	居を始め さい	かた)	同人	婚式をあげ 居もしてい	
和 年 月 日 前・午後 時 分受領	初婚・再婚	予の別	□初婚	再婚 ([□死別 □離別	年		日)			∮婚 ([□死別 □離別	100	月日
免 除 マ 不 受 理	同居を始 前の夫妻の ぞれの世 おもな仕	それ帯の	夫 夫 夫 夫 夫	妻 2. 妻 3. 妻 4. 妻 5.	1人から 3にあて は1年未 1から4	商工業 人商店等 99人ま はまられ 満の契約 にあてい	・サーと (官公所 での世帯 ない常月 的の雇用 なまらな	ごス業等 庁は除り 日々 目勤は ほの に 日々 に の の の の の の の の の の の の の	等を個 く) を と き 世帯 の 他 の の の に と は 世帯 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	人で経済用勤 は1年記 及び会	営して 労者世 未満の 社団体	いる世語 帯で勤 契約の履 の役員	め先の従業 雇用者は5) の世帯(E)
通 知□要□不要			(国勢調査		仕事をし 年…の					でに届出	をする	ときだり	ナ書いてくた	ごさい)
□免□旅□マ 不 受 理(8)□その他 □無□有 □無	夫妻の『	職業	夫の職	業					妻の	職業				
() □要□不要 □免□除□マ 者□その他□無	そ の 他													
() 知 年 月 日 雀 認 通 知	届出人		夫					印	妻					fil
	事件簿		Tibe ⇒u Ne		住定	年月日	夫	É	丰	月	日	妻	年	月 日
	(本籍 新本籍	圧所)	催認済											

桰

烟 届

受理 令和 年 月 日 発送 令和 年 月 日

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。(この場合、宿直等で取扱うので、前日までに戸籍担当係に御相談・御確認ください)届書は、1通でさしつかえありません。

	証			人			
署 名 (※押印は任意)			印				印
生 年 月 日	4	F 月	日		年	月	日
住 所							
本 籍		番地				番地番	

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに 記載されている人の氏名を書いてください。 **今**新富町

- □には、あてはまるものに回のようにしるしをつけてください。外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。
- 一▶ 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください 内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査 (統計法に基づく基幹統計調査、 厚生労働省所管)にも用いられます。

 連絡先(夫・妻・その他:
)

 電話(
)

 自宅・勤務先(
)・携帯

◎ 署名は必ず本人が自署して下さし